

石川委員長 定刻となりましたので、これより第17回の「障害者政策委員会」を開催いたします。

委員の皆様におかれましては、お忙しい中御出席いただきまして、ありがとうございます。

本日の会議は、16時、4時までを予定しております。

では、事務局から委員の出欠状況について御報告をお願いします。

加藤参事官 本日は、阿部委員、大原委員、門川委員が欠席との連絡を受けております。

また、高橋委員の代理として、北海道保健福祉部福祉局障がい者行政担当局長の坂本明彦様、清原委員の代理としまして、三鷹市健康福祉部長の伊藤幸寛様、花井委員の代理として、連合生活福祉局局長の平川則男様に御出席いただいております。

また、野澤委員が1時間ほどおくれるとの御連絡をいただいております。

なお、本日、会議の冒頭、委員の皆様の御迷惑にならない範囲で取材が入りまして写真撮影が行われますので、御承知おきください。

以上でございます。

石川委員長 ありがとうございます。

それでは、早速ですが、本日の議事に入りたいと思います。

毎回のお願いでございますけれども、各委員から発言を求めるときはまず挙手をいただき、委員長からの指名を受けてから発言をお願いします。

できれば最初に結論、続いて、その理由あるいは説明をしていただくのがわかりやすいかと思えます。また、御発言の際はお名前を名乗っていただき、可能な限りゆっくりわかりやすく御発言いただきますようお願いいたします。できるだけマイクに近寄ってお話してください。発言後はマイクを切ってください。どうぞ御協力をよろしく願います。

本日は、障害者差別解消法に基づく基本方針の素案について、各委員からお送りいただきました意見を中心とした意見交換を行います。

それでは、会議の資料と流れについて事務局より御説明いただきます。

加藤参事官 本日の会議資料と流れについて御説明いたします。

本日は、障害者差別解消法に基づく基本方針の素案につきまして、事前に委員の皆様からお送りいただきました御意見を中心に意見交換を行います。

資料としましては、資料1「障害を理由とする差別の解消の推進に関する基本方針（素案）」、前回お出ししたものと同一資料でございます。

資料2「委員意見（障害を理由とする差別の解消の推進に関する基本方針（素案）に対する委員意見）」というものが1つ。

参考資料という委員の皆様方の御提出いただいた意見をそのまま束ねたものでございます。

以上の3点となっております。もう一度繰り返しますけれども、資料1は前回と同じものでございます。資料1は委員の皆様からお送りいただきました意見を素案の見出しに沿

って整理したものでございます。また、各委員からの意見につきましては参考資料にそのまままとめて出しております。

次に、具体的な進行についてでございますが、まず、事務局から委員の皆様からいただきました御意見の整理状況について15分程度で御説明申し上げた後、50分程度の意見交換を行います。

その後、15分の休憩を挟んで意見交換を60分程度行います。なお、所要時間につきましてはおおむねの目安でございます。切りのよいところで委員長の御判断で休憩をとっていただくということでお願いしたいと思っております。

以上でございます。

なお、これ以降の写真撮影は御遠慮いただきますようお願い申し上げます。

以上です。

石川委員長 ありがとうございます。

それでは、これより始めたいと思っております。

それでは、基本方針の素案に対する委員意見の整理状況について事務局から説明をお願いいたします。

加藤参事官 御説明申し上げます。

まず、前回のときをお願いいたしましたように、各委員からいただいた意見につきまして、そのまま理由でありますとか修文部分、修文案の全体をまとめたものが参考資料ということで出させていただいております。提出していただいた意見につきましては、同じような趣旨あるいは微妙に異なる趣旨のものなどさまざまございますけれども、一応事務局のほうで基本方針素案の見出しごとにいただいた意見を類似する意見ごとにまとめて書き出したものが資料2ということでございます。

基本方針は前回も申し上げましたけれども、差別解消法の趣旨、目的あるいは国会における法案審議、附帯決議を踏まえて、その枠組みの中で政府が障害を理由とする差別の解消に向けた施策を実施していく、あるいは取り組んでいくことに関する基本的な考え方を示すものであります。提供していただいた意見の中には、枠組みを超えて定義をするようなこと、あるいは新たな施策を求めるような御意見もございますが、それらも含めて資料2には全て入れているところでございます。

資料2でございますけれども、最初に、この資料の見方といいますか、事務局の整理の仕方について御説明いたします。

1ページ目のところでございますけれども、全体にかかわる御意見ということで、ここは柘植委員と三浦委員が前回あるいはメモで提出いただいたものでございますが、基本方針にかかわる基本的な考え方を序文といいますか、前文といいますか、そんな形で全体のメッセージを伝えたらどうかという御意見をこのところにいただいております。

次は「Ⅰ 障害を理由とする差別の解消の推進に関する施策に関する基本的な方向」の「1 法制定の背景」のところでございます。ここも同様の意見を大河内委員、佐藤委員、

玉木委員からいただいております、特にアンダーラインの引いてあります社会的障壁については、同法第2条第2項に「障害がある者にとって日常生活又は社会生活を営む上で障壁となるような社会における事物、制度、慣行、概念その他一切のものをいう」と規定されたというふうに基本法の2条2項を引用したらどうかという御提案でございます。

同様に次は「2 基本的な考え方」の「(1)法の考え方」ということで、ここは河井委員、柘植委員、次のページ、松森委員からそれぞれ御意見を頂戴しております。

次は「(3)の条例との関係」のところでも石川委員長、佐藤委員、玉木委員、竹下委員から下線の引いてあるような御意見を頂戴しておるところでございます。

その次が「II 行政機関等及び事業者が構すべき障害を理由とする差別を解消するための措置に関する共通的な事項」ということで「1 法の対象範囲」で最初の であります障害者の定義のところでございますけれども、大日方委員、佐藤委員、玉木委員から、修文案といたしますか、追加の意見で、また障害者の家族も対象とするというのを追加したらどうかという御意見でございますけれども、ここの定義は障害者基本法の定義をそのまま踏まえておるわけでございます、新たに障害者の定義に家族というのをつけ加えるということはなかなか法律の解釈上も難しいのかなというのが実情でございます。基本方針で定義の対象を広げるというのはできないと考えておるところでございます。

次のページでございます。以下、対象分野でありますとか、真ん中のところに「2 不当な差別的取扱い」「(1)不当な差別的取扱いの基本的な考え方」というところで、ここも石川委員長、大濱委員、佐藤委員、竹下委員、玉木委員から、障害者の権利条約における障害に基づく差別の定義に準拠し以下云々というアンダーラインの引いてあるところの御意見をいただいております。

また、その下であります、石川委員長のほうからも、さらに御意見をいただいているところでございます。ただ、ここの差別の定義についてでございますけれども、これは差別解消法の法案審議の際に国会の附帯決議におきましても、今後の事例の集積を待った上で法律の施行状況を見ながら検討することということに附帯決議されているところでございますので、この基本方針の中で定義を定めることが可能なのかというのは難しいなというのが事務局の考え方でございます。

あと以下、次の4ページからは「(2)正当な理由の判断の視点」ということで、石川委員長、石野委員、大濱委員、大日方委員、高橋委員、竹下委員、花井委員、それぞれからアンダーラインのついているような御意見を頂戴してございます。

以下、同様な構成になっております。

あと説明したほうがよろしいでしょうか。どうでしょうか。

石川委員長 どうぞ。

加藤参事官 続きまして4ページでございます。今申し上げた正当な理由の判断をしてということで、石川委員から花井委員まで頂戴してございます。

次、5ページでございますが「3 合理的配慮」というところでございます。「(1)

合理的配慮の基本的な考え方」の最初の のところ、法は、権利条約の趣旨を踏まえというところで、やはり石川委員長、石野委員、あと加野委員、佐藤委員、玉木委員からアンダーラインのような御意見を頂戴しております。次のページに竹下委員、玉木委員、三浦委員からずらっと御意見を頂戴してございます。

6 ページの真ん中でございますが、2つ目の 、合理的配慮の具体的内容というところにつきまして、加野委員から御意見を頂戴しております。あと佐藤委員、竹下委員からもいただいているところでございます。

7 ページでございますが、ここは合理的配慮の典型例のところでございますけれども、車椅子利用のために段差に板を渡す、高いところに陳列された商品をとって渡すなどの物理的環境への配慮のところも石野委員、大濱委員、佐藤委員からそれぞれ少しつけ加えたらどうかというような御意見を頂戴しています。

2つ目のボツの筆談や読み上げによるコミュニケーション、わかりやすい表現を使って説明するなどの意思疎通の工夫のところも石野委員、大河内委員、松森委員からそれぞれ少し具体的なところをつけ加えたらどうかということでございます。

ただ、これは事務局がもともと典型例を書くときに懸念しておったのですけれども、何でもかんでもここに書くのかということと、もう一つは誰が読んでも皆さん相場観としてこれはなるほどなというような典型例として書きたいなということでありまして、余り専門的な技術を持ったような職員の方を配置するというようなことは、皆さんがどこでも合理的配慮としてできるかどうかというのは難しいのかなという気もしております。

8 ページでございますが、3つ目の典型例でございますが、障害の特性に応じた休憩時間の調整などのルール・慣行の柔軟な変更などが挙げられる。なお、今後、合理的配慮の好事例を蓄積し、広く国民に提供するものとするところも、佐藤委員、玉木委員、田中委員からそれぞれ御意見をいただいております。

真ん中の後に合理的配慮はということですが、ここも石野委員、あと大河内委員、佐藤委員、玉木委員、松森委員、川崎委員、佐藤委員、佐藤委員、玉木委員とそれぞれ御意見を頂戴しているところでございます。

9 ページでございますが、意思の表明に当たってはということございまして、石川委員長から御意見を頂戴しています。大河内委員、佐藤委員、竹下委員、田中委員、玉木委員、次のページで柘植委員の方からこの箇所で御意見を頂戴しております。

ここも法律上の定義としては、意思の表明がある場合にというような合理的配慮の定義になっておりますので、規定になっておりますので、ここも基本方針では意思のある場合にという規定を超えることは難しいのかなと考えています。

10ページ、2つ目の 合理的配慮があるところで、やはり石野委員、佐藤委員、竹下委員から御意見をそれぞれ頂戴しています。

「(2) 過重な負担の基本的な考え方」で過重な負担についてはということで、石野委員、大日方委員、竹下委員、次のページで高橋委員、玉木委員、花井委員からそれぞれ

御指摘をいただいております。

あと「事務・事業への影響の程度（事務・事業の目的・内容・機能を損なうか否か）」というところにつきましては、石川委員長、佐藤委員からそれぞれもう少し具体的にといいますか、基準みたいなものを示したらどうかという御意見をいただいております。

12ページの「実現困難度（人的・体制上の制約、物理的・技術的制約、地域性）」のところでは石川委員長、石野委員、河井委員からそれぞれ意見を頂戴しています。

費用負担の程度のところでは、石川委員長のほうから著しく不均衡であることといったような基準的なものをもう少し示すようにといった意見をいただいております。あと、事務・事業規模のところでも石川委員長のほうから、著しく困難であることという修正案をいただいております。財政、財務状況のところも石川委員長から同様の御意見をいただいております。あと佐藤委員から御意見が出ております。

石川委員長 では、前半はここまでのところで議論をしたいと思っております。

事務局からこの基本方針で書くことができること、書くことができる範囲を超えていること、両方あったというお話がありました。これは一番重要な点かと思っておりますので、個々の委員提案について、詳細にということもさることながら、まず、この原則がはっきりしていないと議論していても効率が悪いということもありますので、一番大きなところから議論していくべきかと思っております。その観点での各委員の御意見をまずいただきたいと思っております。

御意見ある方は挙手をお願いします。

では、竹下委員、お願いします。

竹下委員 竹下です。

まず、大きなものの考え方といいますか、基本方針の枠組みのところでは1点と、もう一つは、他の法律との関係も少し頭に置く必要があると思うので、この2点について発言させていただきます。

まず1点目ですけれども、今、加藤さんのおっしゃるように、基本方針そのものは障害者差別解消法の具体化といいますか、あるいは障害者差別解消法に基づく差別をなくするための柱づくりをしているということは確かだと思っております。

したがって、そういう意味では法律の枠を出ることはできないということについて異論はないわけですが、問題は1条から少なくとも8条までを見たときに、その法律で規定された条文あるいは文言はどのような形で基本方針に具体化されているのかという吟味といいますか、そういう問題だと思っております。したがって、それが本当に各条文の文言や、あるいは1条から8条までの枠組みからはみ出しているかどうかということについて、それ自身が場合によったら議論になるということも含めて少し考えていただきたいというのが第1点目の抽象的ですが中身です。

第2点目は、確かに基本方針は差別解消法6条に基づく基本方針であることは間違いありませんが、それは大前提として障害者基本法、さらには憲法、さらには権利条約、これ

らの上位法あるいは関連法との関係で内容が決まるものだと理解しています。少なくとも、この基本方針を定めるに当たって、権利条約、憲法、障害者基本法が基本方針の中に盛り込まれるべきは当然であって、それをはみ出してはならないし、それを無視してもならないと思うのです。したがって、細かく2点だけ申し上げれば、例えば障害者の定義については確かに基本法の内容をはみ出すことはできないというわけではありますが、と同時に、あわせて差別解消法が差別を解消しようとしている目的から考えておのずと障害者の範囲が時にはずれてくることもあり得るということも十分考えなければならぬはずであります。

2番目に、差別の概念であります。差別の概念は確かに8条や7条には何が差別に当たるかは書いていない。裏返しに言えば、何が差別に当たるかわからないからこそ、この基本方針があるのだということになるわけです。もちろん、私は今回の障害者差別解消法7条、8条、各1項が直接差別、あるいは積極差別と呼んでも構いませんが、直接差別をその禁止の対象にしていることを前提とした場合でも何が直接差別に当たるのかということについて全くわからないのでは基本方針の体をなさないと思うのです。それだけに直接差別として何が7条、8条の各1項によって禁止されるかということが基本方針によって示されなければならないというのが基本方針の目的だろうと思うのです。その点では、条約と言っているのは全部障害者権利条約のことですけれども、条約、憲法、基本法というものがその基本方針の内容に充填されるべきは当然だと理解しています。

以上です。

石川委員長 ありがとうございます。

この件についてはほかの委員の御意見も伺いたいのですが、いかがでしょうか。

それでは、私から、意見を述べさせていただきたいと思えます。

竹下委員がおっしゃったように、この基本方針というのは差別解消法を運用しやすくしていくために行政及び事業者に対して、その考え方、運用の仕方等について説明していくためのものでもありますけれども、であればこそ、上位法である条約と適合的な解釈を示すということがどうしても必要であると思えます。

それは枠組みのまさに中にあるものと考えます。それを抜きにして基本方針を書くことはできないと考えます。そのために、例えば障害を理由とする差別というのは、障害者権利条約においては、障害者に基づく差別となっておりますので、これとは対応していますよということは説明しておく必要がある。それは明らかなことですから、説明しておかなければいけないと考えますし、合理的配慮における意思の表明というのは、これだけを読むと、あたかも必須要件であるかのように読めますけれども、しかし、権利条約ではそのようなことは書いていない、基本法にも書いていない、雇用促進法でも場合分けがされています。

そういった全体の法体系の中での差別解消法の書きぶりの位置づけはどういうふうに解釈するのが適合的なのか、整合的なのかということの基本方針で示さないといけないと思

います。それは必須要件ということではなくて、非可視的な障害については言われないとわからないので、言われないとわからないことに対してまで合理的配慮義務に反していきよといきなり言われてしまうのは行政機関としても、事業者にとっても、それはとても酷なことなのでそのように書いてあるのであって、これがないから例えば可視的である、あるいは認識可能性が十分確保されているときにまでそれがないことを理由として合理的配慮義務が免責されるということはこの法は意図しているわけではあるまいと。そう考えると、上位法との整合性、適合性がとれなくなってしまうので、そうではないだろうということの基本方針に書く必要があるということを私は意見として申し上げたということなのです。

法律家の立場で加野委員、もし御意見あればお願いできればと思います。

加野委員 加野でございます。

私も今竹下委員と石川委員長がおっしゃったことに同感で、法律の枠内でと事務局のほうでおっしゃいましたけれども、この法律は権利条約に基づき、障害者基本法に基づき作成されたもので、この文言どおりでなければ枠内でないということではなくて、この文言を権利条約の趣旨や障害基本法の趣旨から解釈して、合理的な範囲のことについては十分に説明を加えなくてははいけませんし、やはり障害者権利条約から来ている趣旨については、初めにきっちりと明記しないと国民の理解もなかなか進まないと思いますので、そういう意味では差別解消法の文言のみにとらわれて、その法律の枠内ではないので基本方針に載せられないというのは違うかなと考えております。

石川委員長 どうもありがとうございました。

遠藤委員、どうぞ。

遠藤委員 私は法律の制定あるいは改正という視点でお尋ねをしたいのです。皆様方に御説明するまでもなく、本法は国会で御審議をいただいて、その上で皆様が見ている形になったということなのです。

その審議の過程も踏まえてQ & Aなるものができ上がっていて、これについてはもう既に内閣府のホームページを介して公になっていると理解しております。問10の1、ページでいうと15ページ、Q & A集ですね。ここに本法で障害を理由とする差別の定義規定をおかない理由如何ということで問いがあって、それに対するお答えが1、2、3と書かれております。

お手数なのですが、いま一度、この中身とこの設問に対するお答えが出てきた経緯について事務局の方からご説明をいただければありがたく思います。

石川委員長 ありがとうございました。

事務局のほうから、Q & Aの今の遠藤委員御指摘のところ、1、2、3とあるのですが、これについての議論の過程といたしますか、それを説明してほしいということがありましたので、お願いします。

田中企画官 内閣府の田中と申します。

まず、この差別解消法については、障害者権利条約の趣旨を踏まえて、障害者基本法の第4条の差別の禁止というものを具体化する法律として実施するために制定されました。

そして、今ここで議論されておりますのは、差別解消法において差別という定義規定が置かれておりません。どういうものが第1項の不当な差別的取り扱いになるのか、そして、2つ目として、合理的配慮の不提供というものについてどういうものが具体的な事例、事案、そういうものに当たるのかということについては、法の審議の過程においても、そういった具体的事例の集積はまだ十分ではなく、不当な差別的取り扱い、そして合理的配慮の不提供というものについて定義を置くには事例の積み上げがまだ不十分であろうという審議であったかと思えます。

その上で、この法律の施行後3年たった時点において施行の状況を見る、また、蓄積された事例等を参考にして、差別についての定義も検討するものとするということが参議院における附帯決議の中に書かれているところでございます。

そうは申しまして、障害者権利条約の趣旨を踏まえて基本法第4条の改正が行われ、そして今回の差別解消法も成立しておりますので、その差別というものについての基本的な考え方というものについては、条約の趣旨を踏まえたものとして成立しております。

そういった趣旨、条約にそもそも書かれている趣旨について何らかの言及をする、そのような方向での修正が1つとして考えられると思っております。

石川委員長 ありがとうございます。

確認ですが、最後におっしゃったのは、条約に言及するということは、条約ではこういうふうに書かれていますよということを基本方針の中で、条約ではこう書かれていると書くことは可能ではないかということだったでしょうか。

田中企画官 はい。条約を踏まえてこの法律はできておりますので、まず条約のそういった精神を明らかにして、そして、法律はこれを踏まえているというような構成で書くことができないかと思っております。

石川委員長 ありがとうございます。

私はそのような意図で文言を提案したのですがけれども、枠の外内という議論について、今、加野委員、竹下委員、私も申し上げましたけれども、この範囲のこと、このことを踏まえた上で枠の中という御判断ということで事務局のほうはよろしいでしょうか。つまり、条約適合的な解釈、そのために必要な補充的な解釈あるいはその反対に若干の緩和的な解釈が必要な場合にはそれを行わなければならないということも枠組みの内部であるという理解でよろしいでしょうか。

田中企画官 まず、その条約の趣旨、精神、そういったものを踏まえているという関係性については盛り込めるような工夫を検討したいと思えます。

その上で、具体の書きぶりについてはなかなか内閣府の事務局として今ここでこれですという答えが難しいこともございますので、また関係省庁と御相談させていただきたいと考えております。

石川委員長 ありがとうございます。

それでは、ここまでのところで。事務局のお考えとして、そのような理解を踏まえた上でもここは枠組みの外だというのは言っていたほうが議論しやすいかなと思うのです。そういうやり方でよろしいですか。ここはストライクかボールかと言えばボール。セーフかアウトかと言えばアウトと言っていたほうが。

加藤参事官 先生、済みません。先ほど資料の説明のところで私余分なことを申し上げたところが大体我々はボールではないかと判断したところでございます。

ですから、それ以外の権利条約に基づいた枠組みであるとか、もとより基本法に基づいた枠組みであるというところは、書きぶりなりは工夫できるのかなと思っていますけれども、先ほど申し上げた障害者の定義に家族を含むといったことは難しいかなということと、先ほどの差別の定義も、まだ先ほどの法案審議の際にもなかなか難しいということで、とりあえず、この法律を走らせた中でそういう事例を集めるという前提でできていますので、そこは我々事務方で崩すのは難しいかなということで申し上げたところであります。

石川委員長 確認ですが、2点です。

家族は法の中で対象としていないので、対象とするということではできませんというお話。

ここに解消法においては差別の定義はないので、差別の定義としてここに書き込むことはできませんということではよろしいでしょうか。

田中企画官 はい。そのとおりです。基本方針において定義はこれですと書くことが難しいということです。

石川委員長 わかりました。定義として書き込むのではなくて、適合性という観点から行政解釈を示すべきであるという複数の委員の意見については御賛同、御理解いただいた上で、あとは各省との調整で書きぶり等については検討していただけるという理解でよろしいですね。

田中企画官 はい。先ほどの議論にございました、例えば条約の考え方等を踏まえている、そういう点等をこの基本方針の中に明らかにするという方向で調整をやってまいりたいと考えております。

石川委員長 ありがとうございます。

合理的配慮の事例について、これを追加、これを追加というのもありまして、これについては、これを入れるのだったらこれも入れてくれとなって、リストは延々とふえるということが予想されますけれども、これについてはむしろ事務局にというよりも、委員のほうでももう少し調整が必要なのではないかなと思うのです。

つまり、多くの行政機関及び事業者にとって過度な負担でないものを事例として示したい。つまり、過度な負担である、ないにかかわらず必要かつ合理的に配慮という概念を用いるという選択をするのであれば、それはまた別ですけれども、これについても私は意見を述べていて、加野委員も述べていらっしゃる、これについても確認したいのですけれども、もうそうであれば最善の配慮は全て合理的配慮となるわけで、それはそれで筋が通

るのですけれども、ここで言いたいことはやはり行政機関や事業者にとって、これは最低限、ミニマム、どこへ行ってもこういうのは合理的配慮ですということを事例として述べたいというのが事務局の考え方だと思うのです。

何か工夫があって、それはそうなのだけれども、もっと場合によってはできることもあるし、それが最善の配慮、必要とした配慮とは違うのだということもどこかで何か書けないかみたいな、そういう具体的にこれを入れる、あれを入れると言い出したらきりがなくなってしまうので、もう少し一般的な言い方で何らかの工夫があると建設的かなと思うのですけれども、何かそのような観点からの御提案はございませんでしょうか。

花井委員の代理の平川さん、お願いします。

花井委員代理 ありがとうございます。今の点につきましてであります、何が過重な負担でそうではないのかということに関して言いますと、1つ現行制度、さまざまな差別禁止に関する現行制度があります。まずはその制度を整理して、現行制度で具体的にこういうものが合理的配慮としてしなければならないというのをまず明確にしていくというのが必要かなと思います。既にそういう事例がありますが、それを明確にしていく。あとはさまざまな判例とかありますので、それもまた整理をしていくということでもありますので、現在到達をしている合理的配慮は何かというのは整理できると思いますので、それをちゃんと明確にしていくというのが必要かなと思います。

そういった意味で、この問題でいいますと前回の花井委員のほうから御意見をいろいろ言わせていただいておりますけれども、基本的にはお互いの相互理解というのが大変重要でありますので、その理解をどうやって進めていくのかという形もありました。ただ、一方で相互理解といっても抽象的でありますので、この辺はさらに議論が必要かと思えます。

以上です。

石川委員長 ありがとうございます。

河井委員、お願いします。

河井委員 全肢連の河井です。

私もこの委員の意見をいろいろ拝見したときに、余りにもいろいろな具体例が出てき過ぎてしまって、これを羅列することによって、ここに書かれないものが抜け落ちていく危険性があるのではないかと考えました。例えば車椅子の通行に関してはスロープも大事なのですけれども、通路幅も必要なのです。例えばストレッチャーに近いような形であれば奥行も必要であったりとかということもありますので、段差だけにとらわれるのではなく、例えば車椅子であれば車椅子が通行できる通路を確保するというような考え方を書けばそれで解決するのかなと。余りにも細かいところにとらわれ過ぎるのはよくないかなと考えました。

以上です。

石川委員長 おっしゃるとおりだと思いますが、それで具体的にどういう書きぶりがいかにについて、代案といえますか、どなたか知恵を出していただけないでしょうか。どな

たかいらっしゃいませんか。

竹下委員、どうぞ。

竹下委員 竹下です。

確かにこの具体例というのは非常に慎重であるべきだと思うのです。なぜかという、具体例にこだわり過ぎると、逆に狭めることにもなりかねないのです。そういう意味からも、具体例を出す場合には非常に慎重にやるべきだと私自身も思います。

私はその部分については、何が合理的配慮として求められるかというものがよりわかりやすくするというところに基本方針のみそがあるのかなと思って提案させてもらった次第です。

すなわち、こうすれば合理的配慮だよ、こうすればそれは適正な配慮だよという具体例を1つ示すことは、ある種の危険を伴うと同時に限界があるわけですから、そうではなくて、そうした具体例に代わるものとして何を考慮すれば、どのような観点に立って配慮すればそれが必要な、かつ適正な合理的配慮かという観点の文言を挿入することでこの部分はいかがでしょうか。

石川委員長 ありがとうございます。

例えば、いわゆる機能障害と社会的障壁の相互作用でさまざまな困難という意味での障害、ディスアビリティが起きる。だから、そのディスアビリティを削減するためには社会的障壁を下げるという必要があって、それを合理的配慮として、過重な負担でなく行える範囲で合理的配慮義務を行政機関及び事業者も努力義務を負うというのが考え方ですから、例えば機能障害ごとに見えないことプラス障壁で生じる不利益とか困難とか、聞こえないことプラス障壁で起きる困難とかというものを列挙する感じですか。それとも、もっと抽象度が高い書きぶりですか。

事務局はいかがですか。事務局はこれがわかりやすいだろうというものを幾つか挙げられたのですけれども、これだけでよいというふうが一番低いところに下げどまりしてしまう心配や、ここでこれだけが強調されることでほかのものが合理的配慮から見えなくなってしまうという心配があるという御指摘から、これを入れてほしい、あれを入れてほしいという話に一方ではなるのですけれども、そうならない方向での何か名案はないでしょうか。

遠藤委員、どうぞ。

遠藤委員 名案ではないのでお許しいただきたいのですが、初めてこの素案を見たときに感じたのは、書き手の方は機能に注目してしまうと網羅的に書くのは難しいということであり、1つ目の黒ポツについて言えば、これは物理的な側面からどういうことが求められるのかということであったのだと思います。

2つ目の黒ポツは人的な支援をした場合の考え方を明らかにしたものと思います。

3つ目の黒ポツはそれ以外ということで、例えば制度だとかルールだとか、柔軟な対応をすることによって、目的とするものが達成できるのではないだろうかといった形で整理

したものと理解しました。それであればそういう分け方もあるので、これに賛成するという意味で他の意見は出さなかったところです。

いずれにしても、そもそも具体例の部分につきましては、この基本方針をもとにつくられる対応要領、対応指針の中で書いていくというのが、この一連の流れだと理解しております。余りここで細かいものを入れる、入れないという議論をするよりも、考え方だけを整理しておいて、他のところに時間を費やしていくほうが私は効率的ではないかと思えます。

以上であります。

石川委員長 ありがとうございます。

大変建設的な意見をいただいたと思いますが、ほかの委員の皆さん、もし異論がなければそういう方向でさらに修文していただくということでしょうか。よろしいでしょうか。ありがとうございます。

では、それ以外の点につきまして、まだ少し時間がありますので、御発言を求めます。御意見のある方は挙手をお願いします。

では、伊藤委員、お願いします。

伊藤委員 ありがとうございます。基本的には余りよくわからないということもあって、ここに対する意見ではないのですが、質問ということでしょうか。

石川委員長 質問の内容にもよりますが。

伊藤委員 医療の現場における本人の意思表示というのは大変難しいことが多いわけです。特に重症になるにしたがって、インフォームドコンセントよりも、いわゆる代諾といいますが、インフォームドアセントを必要とするという場合に、本人の意思がどこまで可能なのか、そういうどこかで線を引かないと、親なり誰かが代諾したからそれでいいのだということで重大な手術を受けてしまうとかということもあり得るのですけれども、そういうものもこの範疇の中で差別解消法の基準方針の中で入れるということは可能なのか、可能でないのかということをお伺いしたかったのです。

石川委員長 ありがとうございます。

難しい質問ではありますが、事務局、お答え可能でしょうか。

加藤参事官 多分先生が想定されているのは、かなりシビアなケースなので、恐らくインフォームドコンセントのそちらの、医療法のインフォームドコンセントのほうはより専門的なといえますか、出ていくようになるのではないかと。こちらはどちらかという一般的な医療に限らずサービスを提供するあるいは何か商品を提供するといったときを想定しています。もちろん未成年の方であるとか、会話が十分できないという方は想定しますが、例えば意識のない方とか、あるいは赤ちゃんとかを想定しているかということ、それは考えにくくて、むしろそれは医療のという切り口で医療法あるいは医政局でやっているようなインフォームドコンセントのガイドラインとかかわってくるのではないかなと思っています。

石川委員長 伊藤委員、どうぞ。

伊藤委員 実は私たちは今意識がないと言われている重症の患者も実際に意識があると仮定して同じ人間として扱っていかないと、意識がないと仮定してしまうとただの物体になってしまう可能性があるので、例えばベッドにしてもマットにしても医療行為にしても、そういう人がいるということを前提として何らかの支援、福祉的な支援も行うべきだろうし、介護も行うべきではないかと思っているのですが、というところで出た疑問なので、これは医療が限界なので医療の範囲なのか、福祉サービスにも及ぶことなのかというのはいずれどこかで少し議論をしなければならないような気がしております。ありがとうございました。

石川委員長 どうもありがとうございました。

権利条約でいえば第12条にかかわる、いわゆる支援つき自己決定と代行決定の話にも深くかかわってまいりますので、これはまた今後の当委員会の中でも議論として取り上げさせていただきたいと思いますが、ほかに御意見あるいは御質問はございますでしょうか。

竹下委員、どうぞ。

竹下委員 竹下です。

合理的配慮のところでは場所の特定に悩んでいたのですけれども、点字で言うのはなかなかつらいのですが、これはどこになるのかな、合理的配慮の(1)の4つ目の だそうですけれども、合理的配慮がどういう場合に提供が義務づけられ、あるいは実施を求めることがいいのかという記載の部分で、本人から意思の表明があったときというところの絡みなのですけれども、実は障害者雇用促進法のところでも合理的配慮が現在指針づくりとして進められているわけでありますが、そこにおいても事業者において容易に知り得る場合については、合理的配慮についてちゃんと考慮しなさいよと、検討しなさいよということになっているわけです。

したがって、そこの整合性から言っても、本人が言わなかったから何もしないということにはならないのではないかと考えて私どもはこの提案をした趣旨です。8条の2項の範囲の問題ということになるかと思うのですけれども、そういう場合に本人のもちろん申し出があった場合については第一義的には当然であったにしても、本人の申し出がなかった場合について何もしなくてもよいということになるというのは法の趣旨ではなく、あくまでも本人の申し出がなかった場合においても、事業者においてそのことが容易に認識し得る場合については、その実施が検討されるべきだということになることをぜひ私は喚起しておいていただきたいと思っております。

以上です。

石川委員長 ありがとうございました。

これについては、先ほど私も同じところで意見を述べているのですけれども、方向性は事務局が既にお示しいただいたようにも思いますが、念のためもう一度お願いいたします。

田中企画官 内閣府の田中でございます。

先ほど権利条約の趣旨を踏まえた考え方について記述する方向で、何らかの修正を検討してまいりたいと申し上げましたが、これは、特に定義に係るところについて念頭に置いて申し上げたところです。

今、議論いただいています意思の表明についてでございますが、素案の4ページの「3合理的配慮」の(1)基本的な考え方の の4つ目になります。基本的には、「意思の表明に当たっては」という条文、文言があることから、そうした意思の表明について、いろいろな方の意思表明も含むという解説をここでしております。また、下から3行目、「また」というところで意思の表明がない場合であっても、障害をお持ちの方に対して適切と思われる配慮を提案するなど自主的な配慮に努めることが法の定める合理的配慮には当たらないが、法の趣旨に鑑みれば望ましいという、規定を少し超えるような形で、そういうものをぜひ社会として進めていきたいという趣旨をここで盛り込んでおるところです。

石川委員長 遠藤委員、どうぞ。

遠藤委員 発言ばかりして申しわけございません。先ほど、竹下委員がおっしゃったことにもう少しつけ加えさせていただきますと、障害者雇用促進法については2つの場面に分けて考えております。募集採用の局面と、労働契約を締結した後の局面、2つに分けておまして、竹下委員がおっしゃった部分については、本人からの申し出がなくても対応しようというのは、まさに労働契約締結後のお話であります。

それはなぜかという、労働契約を締結することによって当該障害者と事業主との関係がある程度長く続くからであり、その状況を確認できるという背景的なことがあるから成立するわけです。ただ今、皆様方がおっしゃっている部分については、相手方の申し出がない場合について、もう一方の方々がどういう状況下の中でも、その方の障害の有無を判断することになり、それを踏まえた形で差別をしてはならないという義務規定が発効するわけです。理念的なところは十分理解できるのですが、どういう場合が求められて、どういう場合が求められないのか。もう少しいえば、どういう場合が障害の有無を把握できるのか、どういう場合が把握しなくてもよいのかといったところが十分整理できないうちに「望ましい」という形で書くことが、果たして現場の混乱を来すようなことにならないだろうか。疑問なしとしないということだけ申し上げておきます。ただ、趣旨は十分理解しておりますので、そういう気持ちを持っているいろいろな方に対応していくことは必要だと思っております。

ただ、一方で、その人がそういうことを表明していないのに、あるいは認めたくない方について、あなたはそういうことが必要ですという断定的な物言いをする事自体が何らかの軋轢を生むことも現場であるわけでございます。その辺のデリケートな部分も含めて今後、対応要領、対応指針の中で展開していく必要があると考えています。

以上であります。

石川委員長 遠藤委員、ありがとうございます。

そこで手前みそになって恐縮ではございますけれども、事務局案と竹下委員の修正案の

ちょうど中間ぐらいのところでは私は提案しております。つまり、何が問題かという、わからないのに義務があると言われて、それが義務を果たしていないと言われるのは、それは酷な話だと、これは全く理解できません。逆に、わかっているのに言われていないものねというのは黙殺でしょう。それまでこの差別解消法はそれを許容していると考え、上位法との関係、ほかの法との関係からしても、それはつじつまが合わない、そこは緩和的な解釈をここで示す必要があるということで、だけれども、遠藤委員がおっしゃるようなことも踏まえて、建設的対話の働きかけ、義務と言わずに責任があるというぐらいの書きぶりはいかがでしょうかと提案させていただいている次第なのですが、遠藤委員、これぐらいの書きぶりはいかがですか。

遠藤委員 趣旨は十分理解しておりますので、その辺は現場が混乱しないような形での方向性をぜひ打ち出させていただくよう御検討を賜ればと思います。

石川委員長 ありがとうございます。

そのような方向で今建設的な対話が進んでいるような印象を持っているのですが、事務局、いかがですか。少なくとも法の定める合理的な趣旨には当たらないがという解釈は、これは逆だと思います。だって、上位法等の整合性がとれない方向での解釈をここで踏み込んでしていることになると思いますので、これはまず少なくとも削除していただく必要があると思いますし、さらに、こうこうこういう理由でこのように解釈するという筋道を通して説明すれば皆さんに理解していただくと私としては思っているのですが、いかがでしょうか。

先に事務局の御意見。

田中企画官 先ほど御紹介しました、「また」以下のところで、「意思の表明がない場合であっても障害者に対して適切と思われる配慮を提案するなど、自主的な配慮に努めることは、この法の定める合理的配慮には当たらないが」というところは、「意思の表明」についての条文がございます関係上、そこで言っている合理的配慮には当たらないのだけれども、その趣旨は同じ方向である。法の趣旨に鑑みれば望ましいというところが、事務局としてできるところを精いっぱいニュアンスを出させていただいたところでございます。

先ほどの御指摘で「法の定める合理的配慮には当たらないが」と明示しているところで御議論があったと思いますが、これも内閣府の事務局の一存で決めることが、この場でお返事することが難しいことでもありますので、各省庁とよく相談をさせていただきたいと思っています。

石川委員長 ありがとうございます。

つまり、この立法者が意図した、言いたかったことと表現との間に若干のずれがあって、強い表現をとり過ぎている。そこは上位法と適合的な解釈をするために、縮小的な解釈、緩和的な解釈を基本方針で示す必要があると考えていて、ここの部分は縮小ではなくてむしろ拡張するような解釈になっているので、ぜひ削除していただきたいというのが私の意見です。

さらにつけ加えて、よりわかりやすく建設的な対話の働きかけについて、それを期待する、望ましいと書いていただけないでしょうかということなのです。

田中企画官 今回の御趣旨を踏まえて検討させていただきます。

石川委員長 どうもありがとうございます。

伊藤委員、いかがでしょう。

伊藤委員 3の(1)の下から2つ目の のことなのですけれども、障害者からの意思表示のみでなく、意思表示の困難な場合にはということで、知的障害や精神障害や発達障害と例示されているのですけれども、重い病気の場合もあるのですが、それはどうしますかという話だったので、これは小さい話なので言わなくてもいいかなと思ったのですが。

石川委員長 ほかに御意見ありますでしょうか。

それでは、ここで休憩させていただきます。2時45分再開とさせていただきます。

(休 憩)

石川委員長 それでは、再開したいと思います。

まだ1と2について、全部、一つ一つ逐一は非常に時間的に難しいのですけれども、なお、やはり確認しておくべきことはあるかと思しますので、最初の時間を少し使って、IとIIのところについてさらに委員からの御質問あるいは意見を求めたいと思います。挙手をお願いします。

大日方委員、お願いします。

大日方委員 大日方です。

3ページの不当な差別的取り扱いの(1)及び(2)のところで質問と確認をさせていただきます。(1)につきまして、事務局のほうから、差別の定義はこの基本方針の中で定めるのが難しいという話はありませんでしたが、石川委員長のほうから、上位法との適合性というところの観点からは行政解決的なものを示すという理解でまず1つ目はよろしいでしょうかということ。

(2)正当な理由の判断の視点というところで、たくさんの方が議論をしています。このあたりのところ、石川委員長がおっしゃる「真にやむを得ない場合と認められるか」を判断するという、これは非常にわかりやすい表現をされていると思います。ぜひこれを入れていただければと思っております。

5ページの3の合理的な配慮、(1)の基本的な考え方についても、前回、いろいろな方が合理的配慮とは何なのかということを書くべきだというようなこと、加野委員からも追加の文言等をいただいていた、こういったものがどこかで反映されたものが案として挙がってくるという理解をしていればよろしかったでしょうか。

以上、3点について御確認をお願いします。

石川委員長 ありがとうございます。

今回は原案、候補版ということで出していただけるようにきょう議論を集約したいと考えておりますが、3点について事務局のほうで御確認をお願いいたします。

加藤参事官 1点目と3点目は、障害者権利条約に基づいた差別の定義でありますとか、合理的配慮のところにつきましては障害者権利条約に基づいた定義を引用するといったこと、それで可能かなと思っています。

2点目と石川委員長の御提案のところにつきましては、こういう書きぶりが可能なのかどうかというのは事務的に検討させていただきたいと思っています。いずれにいたしましても、先生方からいただいた御意見を本日の議論を踏まえた上で次回修文したものを案として御提出させていただいて、また御議論いただければいいかなと思っています。

石川委員長 ぜひよろしくをお願いいたします。

それでは、まだあるかもしれませんが、最後にまたもう少し時間が余るやもしれませんので、III以降につきましてまた事務局より委員意見の整理状況について御説明いただきたいと思います。

加藤参事官 資料2の13ページからでございます。「III 行政機関等が構すべき障害を理由とする差別を解消するための措置に関する基本的な事項」の「1 基本的な考え方」のところでございます。ここは石野委員、加野委員、辻井委員からそれぞれ御意見をいただいております。

「2 対応要領について」というところで竹下委員のほうからいただいております。

「3 地方公共団体等における対応要領に関する事項」ということで、ここは石野委員、高橋委員から御意見をそれぞれいただいております。

14ページですが、ここからIVになりますけれども、「事業者が構すべき障害を理由とする差別を解消するための措置に関する基本的な事項」の「1 基本的な考え方」のところでは、石野委員、加野委員、柘植委員からそれぞれ御意見をいただいております。

次「2 対応方針」の「(1) 対応指針の位置付け及び作成手続」でございます。ここも石野委員、三浦委員から御意見をいただいております。

15ページでございますが「3 主務大臣による行政措置」というところで、佐藤委員、高橋委員、竹下委員からそれぞれ御意見をいただいております。

「V その他障害を理由とする差別の解消の推進に関する施策に関する重要事項」の「1 環境の整備」というところで、石野委員、大河内委員、それから大河内委員と佐藤委員がほぼ同じような御意見。次のページでございますが、佐藤委員が2つ、玉木委員、高橋委員からそれぞれ御意見をいただいております。

次「2 相談及び紛争の防止等のための体制の整備」というところでは、石野委員、大日方委員、竹下委員が同じような御意見、高橋委員、次のページに花井委員から御意見をいただいております。

17ページの3、啓発活動でございますが、(1)で行政機関等における職員に対す研修

で、ここは石野委員から御意見をいただいています。(2)の事業者における研修で、ここも石野委員、竹下委員から御意見をそれぞれいただいています。

(3)18ページでございますけれども、地域住民等に対する啓発活動で、ここは石川委員長から障害者の人権に対する知識、理解をというのをに入れていただいています。

竹下委員もここは教育に関してのコメントをいただいております。佐藤委員からも同じようにインクルーシブ教育というのを入れるようにという御意見、佐藤委員、玉木委員からともに助け合う学び合う精神を涵養するという御意見をいただいています。

障害者やその家族に対するエンパワーメント支援ということで1つ項目を残してどうかという御意見をいただいています。

「4 障害者差別解消支援地域協議会」の「(1)趣旨」のところで、石野委員、大日方委員、竹下委員、次のページにいきまして、佐藤委員、高橋委員からそれぞれ御意見をいただいています。

「(2)期待される役割」で、清原委員、三浦委員から御意見を頂戴しています。

「5 差別の解消に係る施策の推進に関する重要事項」の「(1)情報の収集、整理及び提供について」ということで、大河内委員、佐藤委員から御意見を頂戴しています。

事務局としては、一番最後のところの情報収集、整理及び提供については具体的でございます。余りにも施策的な話でございますので、これは同じようなことを基本計画のほうで書いておりますので、基本方針にはなじまないという感じでございます。

あと最後の5のところの(1)以下では、あと花井委員、三浦委員、松森委員からそれぞれ女性の構成比率ですとか参画を進める措置をとるといったような御意見をいただいています。

(2)で基本方針、対応要領、対応指針の見直しのところでは、石川委員長、石野委員、佐藤委員、竹下委員。上野委員からも御意見を頂戴しています。あと大河内委員、佐藤委員。田中委員から、(3)として欠格条項の改善といったことを項目として起こすように御意見をいただいておりますけれども、これも基本方針の中かなと。むしろ雇用分野でありますとか、ほかのところ御議論いただくとか書いていただくのかなという感じでございます。あと玉木委員からも御意見を頂戴している。全体としてそんな状況でございます。

石川委員長 ありがとうございます。そうしますと、まずは政策にかかわる提案及び政府への御要望も若干あったかと思いますが、これらを除けば次回原案の修正案に反映される可能性が低いという理解でよろしいでしょうか。

それでは、途中で退室とお聞きしておりますので、花井委員の代理出席の平川さんのほうでもし何かございましたら、

花井委員代理 ありがとうございます。7ページの主務大臣より行政措置、8ページの相談及び紛争の防止などのために体制の整備のところであります。

法律においては、第8条、事業者の責務が記載をされております。

12条において主務大臣が特に必要があると認めるときは事業者に対して報告を求めたり、

助言、指導、もしくは勧告をすることができる」と記載されております。この1つは主務大臣の報告をもって、または助言、指導もしくは勧告をすることができる」とされているということの概念というのが、例えば法に違反した取り扱いを繰り返すとか、自主的な書いていないものを記載することは困難である。

ということでありまして、端的に言えば事業者が法に反した取り扱いを繰り返すというのはどういうことなのか。実質的な改善を期待することが困難である場合などと書いています。これがどういう場合を想定されるのかということについて、これについてより詳しい記載が必要ではないかと考えています。

また、それとの関連で8ページにいきます。相談及び紛争の防止などのための体制の整備ということです。新たな機関を設置しませんということで、地方自治体に相談窓口を明確にすると記載がされているところであります。

そこにおいて相談や紛争に対する職員の確保の充実を図ると記載されておりますけれども、この相談するときの自治体の窓口というのは本当に具体的に相談して傾聴するだけなのかどうなのかというのは、この辺だとよくわからないので、例えば先ほど言った主務大臣、主務大臣に対しての意見反映であるとか、報告であるとか、そういうことが可能であるということなどについて記載をしてはどうかと考えているところであります。

以上です。

石川委員長 ありがとうございます。

ほかの委員の発言も求めます。発言されたい方は挙手をお願いします。

では、事務局のほうから補足的な説明がございませうでしょうか。特にないでしょうか。最後の見直し規定を入れることについては問題ないという理解でよろしいでしょうか。

加藤参事官 花井委員代理の御質問でございませうけれども、7～8ページにかけてのところ、主務大臣による行政措置でございませうけれども、そのところは対応方針のところにかついった項目を書き込んでほしいということでありまして、具体的なところはそれぞれの主務官庁でこの対応指針をつくっていくのかなと考えております。

その見直しというのは、最後の基本方針の見直しのところでございませうが、そこは法律の見直しもあれば当然この基本方針も見直されていくのだらうと考えております。

石川委員長 ありがとうございます。

ほかの委員、御発言はございませうか。なければ。

石野委員、どうぞ。

石野委員 全日本ろうあ連盟の石野です。

先ほど大きな枠組みの中で議論がありましたが、私は2つ確認をしたいと思っております。まず第1点目、8ページ、環境の整備のところ、バリアフリー法に基づくバリアフリー化というような書きぶりになっています。その次に意思表示や、コミュニケーション支援のための情報アクセシビリティと載っておりますが、私たちはこの二つの真ん中に人的活用という言葉を入れていただきたいと思っております。手話通訳、要約筆記のみならず、介

護者も含め、先ほども議論がありました人的サポートという考え方も同様だと思います。「人的支援」の活用という考え方も盛り込むべきではないかと思います。

2点目ですが、以前から繰り返し申し上げておりますが、障害者差別解消支援地域協議会について、障害当事者も参画するかどうか、基本方針では全く触れられていません。その点について事務局のお考えを伺いたい。

以上です。

石川委員長 ありがとうございます。

2点ございましたが、事務局、お願いします。

加藤参事官 1点目の人的支援につきましては書きぶりその他入れるところとか検討させていただきます。それから、地域支援協議会のところでございますけれども、これは先生も御案内のように、野澤委員が委員長をしていただいています「在り方検討会」のほうで、この協議会を動かすに当たって、立ち上げるに当たってのマニュアルをつくっておるところでありまして、そちらのほうには構成メンバーの一覧表とございますか、例示をしておるところでございますので、この基本方針の中にはこういう協議会の趣旨とか期待される役割とかという、総論だけを書いておりまして、具体的な事業として起こすに当たっては「在り方検討会」の報告書をごらんいただくという形になろうかと思っております。

石川委員長 ありがとうございます。

ほかの委員、いかがでしょうか。

では、松森委員、お願いします。

松森委員 松森でございます。

私からは、発言しようかどうかとても迷ったのですが、資料1の9ページ「(3)地域住民等に対する啓発活動」の中で、特に妊娠した女性だとか妊娠を考えている女性の視点から、母親や保護者に対して情報提供や学ぶ機会などの理解を促進するというようなことも入れてほしいなと思ったのです。

理由は、初めて参加したときにも申し上げましたが、会社や学校、障害者団体等に属さない専業主婦には情報が入ってこなかったり、学ぶ機会が少ないからです。だから子育てをする母親が障害者に対する理解がなく、対応方法がわからず、偏見を持っていたり、差別意識を持っていたりすることもあります。そうしたことが子供たちにも伝わってしまうのです。そのような環境の中では、障害のある母親は自分の障害を隠して、自分を犠牲にして子育てをする人も多くいると思います。それが未来を支える子供たちによい影響を与えとは思いません。

例えば妊娠したときに母子手帳をもらったり、母親学級などがあります。そうした機会を利用し障害があるお母さんでも差別されることなく子育てができること、また生まれてくる子供に障害があっても、障害がない子供と同じように教育を受けることができる、普通に生活をしていくことができると伝えられるといいなと思いました。

以上です。

石川委員長 これは御意見として承るということで、事務局から特にどうでしょう。

田中企画官 内閣府の田中でございます。

ただいまの御意見の趣旨を受けとめまして、何らかのところで反映できないか検討してまいりたいと思います。

石川委員長 ありがとうございます。

それでは、佐藤委員、お願いします。

佐藤委員 ありがとうございます。DPI日本会議の佐藤です。

8ページのVの環境整備のところですが、制度的な問題の解決も入れていただきたいと思っております。具体的には、いわゆる欠格条項なのですけれども、これの見直しを制度的障壁を除去する、継続して取り組みということを提案させていただいていますけれども、この1の環境整備のところ適切かなと思いました。これをぜひ入れていただきたいなと思います。

以上です。

石川委員長 事務局、いかがでしょうか。

加藤参事官 欠格条項云々という言葉そのものが入られるかどうかは吟味しなければならないと思っておりますが、もともと障害者差別解消法の社会的障壁の除去云々という文言がありますので、そこら辺のところ少し工夫できないかなと考えております。

石川委員長 ありがとうございます。

では、田中委員、お願いします。

田中委員 育成会連合会の田中です。

同じく欠格条項のことなのですけれども、意見として提出させていただいたものでは、具体的な事例を少し先行させ過ぎてしまった感があるかなと思って加藤参事官のお話を聞きました。基本的には欠格条項そのものが差別解消を求める要素があるのではないかとという視点で、欠格条項そのものを見直す必要があるという提案のほうが良かったのではないかと考えています。

欠格条項の中に、旧来の古い価値観によって差別的な価値観が横たわっているということについてはふるいにかけるべきであると思っております。あまりにそこを前面に出して表現すると厳しい言い回しになるかと思いましたが、先ほどの私が事例として出したものが労働サイドなど雇用の場面で考えれば良いというようなお話でしたので、欠格条項全体を、その意味ではそれぞれの省庁のそれぞれの制度の中に内在しているので、一つ一つ捨っていくという見方も含めて、欠格条項については御用意いただいた参考資料のような形が良いのではないかと思います。今、佐藤さんからは環境のところでお話がありましたけれども、一番最後の制度のあり方そのものを考える、差別の解消にかかる施策の推進に関するところで項目を起こしていく必要があるのではないかと考えていますので、ぜひ取り上げていただければと思います。

以上です。

石川委員長 ありがとうございます。

これは佐藤委員の御意見とあわせて御検討いただくということによろしいでしょうか。

それでは、辻井委員、お願いします。

辻井委員 辻井です。

先ほど松森委員のお話を聞きながら、そういえば確認をさせていただいたほうがいいかなと思ってなのですが、9ページの地域住民等に対する啓発活動の4行目のところに国民の障害に対する理解の促進を図る。理解の促進と同時に、無理解に対する正しい情報を与えるという部分と、より理解を促進していかなければいけない部分と、もともとこれは偏見という言葉を使うことが適切なのかわからないのですが、そうしたものを少し正していかなければいけないという部分と両面があるのかなと。

特に発達障害などの領域だと、親の育て方が悪いから障害になったというような、無理解というようなことに親御さんたちがさらされる機会というのが非常に多いというのがかなり実態としてありまして、この辺、国民の障害に対する理解の促進ということの意味合いにはもちろんよるのですが、もし場合によってはそういうかなり具体的に生じているような、子育ての仕方が悪くて障害になるというような誤解に対して正すべきだというようなことは踏み込んでおいたほうがいいのかもしいかなというのは意見として思いました。

石川委員長 ありがとうございます。

誤解、偏見の払拭みたいな感じでしょうか。これにつきましても御検討いただきたいと思います。ほかにいかがでしょうか。

では、三浦委員長代理、お願いします。

三浦委員長代理 2点ほど発言をさせていただきます。

身障協の三浦です。今日の委員意見、資料2の一番最初に、全体にかかわる意見のところに置いていただいておりますけれども、基本方針は国民すべてに向けたメッセージだと思います。今、議論になっております地域住民に対する啓発活動のところにも絡む部分でございますけれども、可能な限りわかりやすい言葉を使って基本方針を書いていただきたいと思います。それが結果的には一番大きな啓発になると思われまして、この委員会の中に知的障害の当事者委員がいらっしやらないということも踏まえて、可能な限りで結構ですので、その方々をきちんと視野に入れた書きぶりをお願いしたいと思います。

なお、それと関連して、最後のところ、資料2の後半部分の20ページに、内閣府ホームページや障害者白書等を通して、やはり可能な限りの配慮という意見はその意味でございまして、わかりやすくお伝えいただきたいということでございます。

もう一点は、合理的配慮の好事例という表現も何ヶ所が使われておりますけれども、法的には好事例というのは使用される言葉だろうと考えますが、一般に好事例といいますと、奇抜な方々がやっているという印象が残らないかと思ひまして、できれば具体的事例というような表現に変えていただくことはいかがかと思ひ、提案いたします。

石川委員長 ありがとうございます。

これは事務局いかがでしょうか。

田中企画官 ただいまの御趣旨を踏まえて、修文を検討してまいります。

石川委員長 ぜひよろしく願いいたします。それでは、ほかの御発言はございますか。そうしましたら、私、1点ございます。

参考資料のほうには載っております、整理番号の83、5ページの162行。具体的な提案として熟していませんがと書いたがゆえに意見の中には入れていただけなかったのですが、一見の関係と継続的に質の高い合理的配慮を提供する場合とでは大分場合分けしないといけないと思うのですが、前者については誰が障害者なのか、つまり、合理的配慮を求める有資格者については、これは自己申告を信頼して、建設的な対話の中でそれを確認して進めていくということを事業者に対してその点は理解していただく必要があると思いますし、一方、継続的な質の高い合理的配慮を提供するようなところ、具体的には学校が一番わかりやすいと思いますけれども、そういった場所では、やはりこれらの有資格性の妥当な判断というものが必要になってくるかと思えます。そのことについてどう基本方針で書けばいいのかについて考えが熟さなかったのも、単に問題提起として述べさせていただいたわけなのですが、幾つかの点について、そこには書いておりますけれども、前回の平川委員の問題意識とも重なる部分があるのではないかとも思っておりますし、柘植委員や辻井委員のお考えもお聞きしたいなとも思いますし、そういうことで一応若干時間があるようなので発言させていただきました。

以上です。

事務局、何かございますか。

加藤参事官 先生方の間でも議論が熟していないということでございますので、我々の事務方もまだでありまして、むしろこれは全ての課題を今回の基本方針で全部盛り込んでしまうのか。今後、法律を動かし、基本方針を動かしていく過程の中で、いろいろな事例でありますとか、差別の問題であるとか、新たなそういう差別といったものも出てくるわけでしょうから、そういった情報を集めながら、また新たに基本方針までに直す、あるいは情報発信していくのかなという感じでございます。

石川委員長 ありがとうございます。

委員で、この点について何か御意見おありですか。

柘植委員、お願いします。

柘植委員 筑波大学の柘植です。

この参考資料、とても厚くて何十ページもあるのですが、ざっと見させていただいて、今、石川委員長が発言された16ページのところ、私も非常に興味を持って読ませていただきました。やはり教育の立場によりますと継続的に質の高い合理的配慮を提供することが求められる。まさにそのとおりです。したがって、文章の下から7～8行目にもありますが、何らかの障害の診断があることから合理的配慮の内容を自動的に決定していくということが非常に難しく、特別支援教育の精神にあります一人一人の教育的ニーズを的確に

把握するというところで、石川委員長の言葉でいいますと心理教育的アセスメント等を踏まえながら、多角的に検討して適切な合理的配慮を決めていくということが必要なのだろうと、全くそのとおりだと思います。

ただし、かなり教育の深い部分に入っていくところですので、この基本方針そのものの中に入れるというよりは、この後、この方針を踏まえて主務大臣等がつくられるものの中には重要なポイントかなと思います。

以上です。

石川委員長 どうもありがとうございました。

それでは、ほかに御意見ございませんでしょうか。もしないようであれば、少し時間は早いのですが、素案についての委員意見の集約作業は一応これで終えて、あとは事務局のほうで次回可能であればパブリックコメントに出す原案候補版を出していただいて、さらに委員会で修正内容を確認させていただくとしたいと思います。どうもありがとうございました。

佐藤委員、どうぞ。

佐藤委員 ありがとうございます。佐藤です。

全体、最初のほうでけれども、複合差別の問題をぜひ入れていただきたいと思います。具体的には4ページのところで入れていただいたらどうかと思っております。

提案は、文案は合理的配慮の提供に当たっての障害者の性別、年齢、状況等と書いています。これは差別解消法の国会での審議の中でも、基本方針の中で複合差別のことで取り扱っていきたいという趣旨の答弁もありましたし、私、この間9月にスイスの権利委員会に傍聴に行ったのですが、そのとき権利委員の方から、ニュージーランドや韓国や、いろんな国の審査の中で必ず複合差別に関する質問というのが何人かの委員からされていたのです。ですので、国際的にはここは非常に重要な課題だと思いますので、ぜひ基本方針に入れていただきたいと思います。

以上です。

石川委員長 この点については、事務局のお考えはいかがでしょうか。

加藤参事官 佐藤委員以外にもどなたか何人かの委員から女性の障害者について記載するよという御意見がございましたので、そこはどこの部分にどういう記載の仕方にするかは検討させていただきたいと思いますが、なるべく入れるような考えであります。

石川委員長 それでは、最後ということで玉木委員、お願いします。

玉木委員 会議の進め方についての要望というか愚痴というか聞いてもらえるとありがたいなと思います。先週会議があって、先週の水曜日の6時に意見がある人は文章化してくださいということで一応締め切りぎりぎりに出させていただきました。今日は今日で提出した内容に基づいて意見を述べてくださいと言われているのですが、私としては、いまいちこの会議の趣旨が理解できません。先週、意見があれば文書化してくださいと言って書いたわけですね。今日、意見を言うとしたら、この提出した内容を言うことにな

る。実際問題、こうやって皆さんの意見が文書化されて出ているわけですから、その出たことについて内閣府さんのほうで見解なり方向性などを出してもらわないと、結局今日何しに来たのかなと。

言い方を変えれば、では、書けなかったことを今日また言って、この提出した文書などが、では本当に次の具体的な指針の内容とかに盛り込まれるのかなとか。盛り込まれればいいのですけれども、例えば私のことでいくと、なかなか自分で事務作業をするのも難しい中でどこまで文書化して出せばこの指針に反映してもらえるのかとか、もし反映できないとしたら、そのできないことについてはどういう形で継続して論議をしていくのかというのが具体的に見えてこない中では、次回以降の会議にもなかなか私は参加しにくいなというのが正直な感想です。

以上です。

石川委員長 ありがとうございます。

大濱委員、どうぞ。

大濱委員 私も今の意見は全く賛成です。最終案文ができた段階でそれを政策委員会にご提示いただきたいと思います。いきなりパブリックコメントにかけるのではなくて、その前にもう一回議論する場が欲しいです。

以上です。

石川委員長 先ほども申しましたように、今回はこれが原案ですと言って報告して終わる会ということではなくて、先ほど私は候補版と申しましたけれども、あくまで候補ですから、そこでの修正は当然可能だし、必要であれば委員会としてはそれを求めていくことになります。そのことを踏まえた上で、前回及び今回の委員会での建設的な対話を踏まえて事務局でも受けとめていただいたものと今感じておりますので、玉木委員や大濱委員が期待されるような修正をしていただけるものと確信しております。よろしいでしょうか。

大濱委員 ということは、次の候補版を政策委員会で議論した後に、さらに最終版でもう一回確認しますよということをおっしゃっているのですか。

石川委員長 事務局、日程面も含めて、これについてお考えをお願いします。

加藤参事官 本日、先生方に事前に意見を出していただいたものを前提にして御議論いただいたわけでございますので、その中でそういう御意見を前提にしてもう一度素案を各省とも協議しながら修正が必要なところはしていきます。その修正を終えたものを案として次回もう一度先生方にごらんいただく、そんなことを予定しているところです。

あと日程はまだよろしいですか。

石川委員長 どうぞ。

加藤参事官 大変恐縮なのでございますけれども、18回目、次を今予定しておりまして、できれば2週間後の11月10日月曜日の13時30分、この第4合同庁舎220会議室で開催したいと考えているところでございます。

石川委員長 ありがとうございます。私の解釈ですけれども、今の素案の最小限の修正

であれば多くの委員の賛同は得られないと思いますので、次回で委員会としてこれでいうことになるような最大限の御努力をいただけてと考えております。それでよろしいでしょうか、大濱委員。

加藤参事官 努力は最大限いたします。

石川委員長 私も努力は最大限と。

大日方委員、どうぞ。

大日方委員 事務局の皆さん、大変お忙しいところ恐縮なのですが、ぜひお願いです。事前の資料をいただくとと思いますが、非常に重要なところですので、できればもう少し数日早く頂戴できると、私ども委員のほうも読み込んでより深い議論ができるかと思っておりますので、どうぞよろしくお願いいいたします。

石川委員長 この件については最後、大河内委員、お願いします。

大河内委員 大河内です。

皆さんの御意見と重なる場所が多々ありますけれども、これは事務局にもメールでお願いしたいところではございますけれども、文字処理に困難のある委員が多分フル参加できていない現状があるかと思っております。普通に資料が読み込める人でも時間が足りないという状況の中で、もちろんいろいろなテクノロジーは活用して追いつこうという努力はいたしますけれども、それでもかなわない委員も一部におられると思っておりますので、これは事務局だけに申し上げる問題ではなくて、この委員会全体で少し認知をしておいていただけるとありがたいなと思っております。

先ほど玉木委員がおっしゃっていたことに重なりますけれども、私もきょうはどちらかという自分の出した意見を説明するのかと思って、そちらの準備、読み込みを強くしてきたところがありましたけれども、もうちょっと全体の意見も全部読み込んでくるべきだったなと思っていて、その辺は私の誤解の問題でもあるのですが、準備とか想定の問題も含めて、情報処理にいろいろ困難があると参加しにくい状況があるかと思っておりますので、その辺も一緒に考えていただけるとありがたいなと存じます。

以上です。

石川委員長 ありがとうございます。

今回はいろいろな切迫した事情もあって、2週連続開催というのは2回ございまして、委員も大変だし、事務局のほうも準備で大変であったかと思っておりますので、今後、できるだけ最低1週ぐらいはあけていただけるといいというのが多分全員同じ思いではないかと思っておりますので、この点について多分そうだと思いますので、その点についても御配慮いただければと思います。私のせいでもないですね。私の日程のせいとかそういうことはないかと。であったら申しわけないです。

それでは、その他事項ということにさせていただきます。その他、何か事務局のほう、日程はもうよろしいですね。

それでは、この委員会としては初めてのことなのですが、時間よりも。

どうぞ。

竹下委員 ことしの3月だったかそれ以前、去年の暮れか。差別解消法を周知するための地方セミナーをやると聞きました。それについては、その実施状況等はこの委員会に報告いただけるといことが加藤さんからあったと認識しているのですが、私が休んだときにその報告があったのでしょうか。地方セミナーは全部終わったのでしょうか。また、それ以降の継続はどういう予定になっているのでしょうか。

以上です。

石川委員長 地域フォーラムですね。

加藤参事官、お願いします。

加藤参事官 加藤でございます。いつだったかは記憶にないのですが、1枚の紙で、何ヶ所で、どこでやったかというのをたしか御報告をさせていただいたかと思えます。後で確認をして、もし御報告がなければもう一度御報告します。昨年度の事業としてはもう終わっておりますので、本年度はこれから開催する予定でございます。

石川委員長 ことしもう一回やられるということですね。わかりました。去年は10カ所でやっていただきました。

それでは、これもちまして本日の「障害者政策委員会」を終了させていただきます。

どうもありがとうございました。